

引揚連絡報第一六一號

争傍官

昭和二十四年九月十二日
連絡課

陸軍

要處置	主擔係課復員課（松木争務官傳達済）	制限
	局長、局附、省部	

引揚關係、連絡事項、九月十二日

一 昭和二十四年六月二十三日一復第二九二四號に據る沖繩、奄美大島出身元陸海軍々人軍屬の遺骨退留品等現地還送について外務省を通じ連台軍司令部に申請中のところ來る九月二十五、二十六日の間に佐世保發橋丸により送還する様指示があつた。

二 右指示に基き明十三日（火）午后一時より外務省引揚渡航課に

於て運営會復員局（二復員を含む）及外務省主務者の細部輸送
に關する打合せが行はれるから關係者は同時迄に出席せられた

50

橋元

改正伝世の

24日 精也

26日 伝世は

28日 名敷

29日 十

のうに4つし 漢字多敷

運送の事

精也は復員局の主任

船運は今迄世はより